

令和5年度和歌山県  
クリーニング師試験問題  
(学 科)

令和5年11月9日

指示があるまで開いてはいけません。

**【受験上の注意】**

- 1 携帯電話の使用は禁止します。電源を切ってカバン等にしまってください。
- 2 机の上には、「受験票」・「筆記用具」・「時計」以外のものは置いてはいけません。
- 3 解答用紙には、受験番号及び氏名の記入を忘れないようにしてください。
- 4 試験開始後40分間は退出できません。40分を経過してから退出するときは、解答用紙を裏返してください。
- 5 一度退出してからは、原則として再入場は認めないので注意してください。
- 6 試験問題用紙は持ち帰っても構いません。
- 7 法令等においては、「洗濯」と「洗たく」が混在していますが、本試験においては「洗たく」に統一して記載しています。

## 衛生法規に関する知識

1 次の文章は、クリーニング業法に関する記述です。文中の数字の箇所（①）～（⑤）に、下記の語群の中から適切な語句を選び、その記号ア～スを解答用紙に記入しなさい。

この法律は、クリーニング業に対して、（①）等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させるとともに、（②）者の利益の擁護を図ることを目的とする。

クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の（③）、構造設備及び従事者数並びに（④）その他必要な事項をあらかじめ（⑤）に届け出なければならない。

### 【語群】

|   |        |   |      |   |        |   |            |
|---|--------|---|------|---|--------|---|------------|
| ア | 健康管理   | イ | 営業   | ウ | 利用     | エ | クリーニング師の氏名 |
| オ | 公衆衛生   | カ | 責任者名 | キ | 公共の福祉  | ク | 市町村長       |
| ケ | 活動     | コ | 利益   | サ | 厚生労働大臣 | シ | 位置         |
| ス | 都道府県知事 |   |      |   |        |   |            |

2 次の文章は、厚生労働省で定める「クリーニング所における衛生管理要領」に記載されている指定洗たく物の一般的な消毒方法に関する記述です。文中の数字の箇所（①）～（⑤）に、下記の語群の中から適切な語句を選び、その記号ア～ケを解答用紙に記入しなさい。

- （①）的方法による消毒には、蒸気による消毒、熱湯による消毒がある。このうち、蒸気による消毒は、蒸気がま等を使用し、（②）℃以上の湿熱に（③）分間以上触れさせること。
- （④）的方法による消毒には、塩素剤による消毒、界面活性剤による消毒、ホルムアルデヒドガスによる消毒、酸化エチレンガスによる消毒がある。このうち塩素剤による消毒は、さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素（⑤）ppm以上の水溶液中に30℃以上で5分間以上浸すこと。

### 【語群】

|   |    |   |     |   |     |   |    |   |    |   |    |
|---|----|---|-----|---|-----|---|----|---|----|---|----|
| ア | 化学 | イ | 物理  | ウ | 理学  | エ | 10 | オ | 15 | カ | 50 |
| キ | 80 | ク | 100 | ケ | 250 |   |    |   |    |   |    |

3 次の記述のうち正しいものには○印を、間違っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。
- ② 営業者が法人の場合、合併（当該営業を承継させるものに限る。）があったときは、合併後存続する法人が営業者となることから、都道府県知事に届け出なくてもよい。
- ③ 営業者は洗たく物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。
- ④ クリーニング所の洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていなければならない。
- ⑤ クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後、1年以内に都道府県知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受け、その後は5年を超えない期間ごとに当該研修を受けなければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、営業者が衛生措置の基準に違反していると認めるときは、当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。
- ⑦ 営業者は、自らクリーニング所以外の場所で一部の工程であれば営業として洗たく物の処理ができる。
- ⑧ クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、10日以内に、免許を付与した都道府県知事に免許証の訂正の申請をしなければならない。
- ⑨ 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも二台備えなければならない。
- ⑩ 繊維製品を使用するために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらに貸与して繰り返して行うことはクリーニング業に含まれる。

## 公衆衛生に関する知識

- 1 次の文章は、日本国憲法第 25 条に関する記述です。文中の数字の箇所（ ① ）～（ ⑤ ）に、下記の語群の中から適切な語句を選び、その記号ア～コを解答用紙に記入しなさい。

「すべて国民は、（ ① ）で文化的な（ ② ）生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会（ ③ ）及び（ ④ ）の向上及び（ ⑤ ）に努めなければならない。」

### 【語群】

|         |        |      |        |      |
|---------|--------|------|--------|------|
| ア 最低限度の | イ 基本的な | ウ 増進 | エ 生活水準 | オ 平和 |
| カ 公衆衛生  | キ 保障   | ク 定着 | ケ 健康   | コ 貢献 |

- 2 次の①～⑤の感染症の病原体の体内への侵入経路を下記の語群の中から一つ選び、その記号ア～オを解答用紙に記入しなさい。

- ①風しん
- ②狂犬病
- ③赤痢
- ④日本脳炎
- ⑤クラミジア

### 【語群】



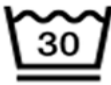


|        |             |             |
|--------|-------------|-------------|
| ア 消化器系 | イ 泌尿器、生殖器系  | ウ 昆虫刺傷による皮膚 |
| エ 呼吸器系 | オ 傷口又は健康な皮膚 |             |

3 次の記述のうち正しいものには○印を、間違っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ①感染症の発生または流行の成立には、感染源（病原体）の存在、感染経路の存在、感受性のある個体（宿主）の3つの要因を必要とする。
- ②ノロウイルスに係る吐ぶつやふん便がリネン類に付着した場合の処理には、アルコールが最も有効である。
- ③令和4年の厚生労働省人口動態統計によると、全国の死因順位別死亡数の第1位は心疾患である。
- ④光のうち紫外線は波長が400nm以下の部分である。
- ⑤保健所は、地域の健康危機管理の拠点として位置付けられ、疾病の予防、健康増進、環境衛生など、公衆衛生活動の中心的機関として、地域住民の生活と健康に極めて重要な役割を果たしている。
- ⑥洗たく業の用に供する洗浄施設は、政令で定める指定施設になっている。
- ⑦近年の合計特殊出生率の低下は、主に20歳代の出生率の低下によるものであるが、先進諸国の中で日本の合計特殊出生率は低い方である。
- ⑧消毒とは、病原体を物理的又は化学的方法により死滅させ、あるいは感染量に達しない程度まで大幅に減少させることである。
- ⑨疾病の予防医学のうち、二次予防は疾病の治療後、リハビリテーションなどにより再発を予防し、社会復帰を促進、機能低下を予防することである。
- ⑩廃棄物は排出事業者処理責任がある一般廃棄物と、市町村に処理責任がある産業廃棄物に区分される。

## 洗たく物の処理に関する知識

1 次の①～⑤は、JIS L 0001 記号による衣料等の繊維製品の洗たく表示について述べたものです。それぞれの表示記号の意味として正しいものを各選択肢ア～ウの中から1つ選び、解答用紙に記入しなさい。

- ①  ア 底面温度110℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができることを表している。  
イ 底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができることを表している。  
ウ 底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができることを表している。
- ②  ア ぬれつき干し乾燥がよいことを表している。  
イ つり干し乾燥がよいことを表している。  
ウ 日陰でのつり干し乾燥がよいことを表している。
- ③  ア 液温は 30℃を限度とし、洗たく機で通常の洗たく処理ができることを表している。  
イ 液温は 30℃を限度とし、手洗いで洗たく処理をしなければならないことを表している。  
ウ 液温は 30℃を限度とし、洗たく機で弱い洗たく処理ができることを表している。
- ④  ア 塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができることを表している。  
イ 酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできないことを表している。  
ウ 漂白処理ができることを表している。
- ⑤  ア 石油系溶剤でのドライクリーニング処理ができることを表している。  
イ 全てのドライクリーニング処理ができることを表している。  
ウ ウェットクリーニング処理ができることを表している。

2 次の表は、ランドリーとドライクリーニングの違いを示したものです。表中の数字の箇所①～⑤に、下記の語群の中から適切な語句を選び、その記号ア～エを解答用紙に記入しなさい。

|          |       | ランドリー              | ドライクリーニング |
|----------|-------|--------------------|-----------|
| 対象衣料     |       | 水系で、高温の強い機械力に耐える素材 | ほとんどのもの   |
| 汚れ落ち     | 水溶性汚れ | ①                  | ②         |
|          | 油性汚れ  | ③                  | 落ちる       |
| 衣類の形くずれ  |       | 大きい                | 小さい       |
| 衣類の収縮・脱色 |       | 大きい                | 小さい       |
| 風合い変化    |       | ④                  | ⑤         |

**【語群】**

- ①～③の選択肢< ア 落ちる イ 落ちにくい >  
 ④、⑤の選択肢< ウ 大きい エ 小さい >

3 次の記述のうち正しいものには○印を、間違っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ①麻は強く、熱の伝導性に富み、水分の吸収発散が早い。
- ②綿は、縮みやすい性質とシワになりやすい性質をもっている。
- ③天然繊維は大きく分けて動物繊維と無機繊維に分けられる。
- ④クリーニング仕上げに必要な3条件とは、湿気、熱、圧力である。
- ⑤ドライクリーニング溶剤であるテトラクロロエチレンは、引火性がある。
- ⑥チャージシステムとは、あらかじめドライ溶剤にドライソープを添加しておいて洗う方法で、一般的なドライクリーニングシステムである。
- ⑦毛皮の性質として、高温、高湿度に弱く、虫がつきやすい。
- ⑧pHが3.0未満の洗剤の液性は酸性である。
- ⑨糊剤に使われるコーンスターチ（粉末）は合成糊である。
- ⑩皮革製品は、高温で湿度の高い時期はカビが生えやすいため、よく乾燥させた後、乾燥剤を入れてすずしいところに保管する。